

# 十勝障がい者就業・生活支援センターだいち



## だいち通信 vol. 59 平成 28 年 4 月 22 日発行

〒080-0016 帯広市西6条南6丁目3番地ソネビル2F TEL (0155)-24-8989 FAX(0155)-20-7367  
E-mail shien-daichi@ymail.plala.or.jp URL http://www.keisei-kai.jp/daichi/

# 在職者のための余暇支援「リフレッシュ会」を行いました

去る2月13日(土)15日(月)の2回にわたり「リフレッシュ会」を開催し、14名の方が参加してくださいました。この会は日頃抱えている悩みを共有したり、働く活力のために余暇を楽しむことを目的としています。全員でのランチの後に自己紹介やゲームでお互いを知りあったり、おしゃべり・カラオケ・温泉とご自身の興味のある活動を楽しみました。最後にはアンケートにもご協力いただき、余暇の状況を確認させていただきました。その内容としては余暇をうまく過ごせないと感じている方は少ないようでしたが「ゲームなどが多く、人と話をする機会が少ないこと」「話をする(聞いてもらう)ことで頑張りや認められ気持ちになることを感じた」という意見が聞かれました。参加者全員から「楽しかった」「また参加したい」という声をいただきました。今年度も働き続けるために、仕事と余暇の支援を定期的に行う予定です。



## 新年度を迎えて...

平成 28 年度がスタートし、当センターが開設して 10 年の節目を迎えました。十年一昔と言いますが、障がい者雇用・福祉に関連する法制度がめ

まぐるしく変化した 10 年だったと感じています。平成 18 年に障がい者自立支援法(現在の障がい者総合支援法)が施行されてから早十年。全国的に見ても、北海道・十勝に目を向けてみても、障がいをお持ちの方が利用出来るサービスの量が大幅に増え、多様な選択肢を地域に持つことが出来ました。一方で、都市部集中型のサービス超過の現象はあまり改善されたとはいえず、十勝管内においても、帯広市近郊に選択肢を求めざるを得ない状況は続いております。障がい者雇用についても同様で、都市部での求人は大幅にとまではいきませんが、コンスタントに出てきている状況です。しかし地方に行けば行くほど選択肢が少ないのが現状です。今年度はサービス量の需給バランスにより注意を払いながら、全体的な障がい者雇用・福祉の質を担保し向上していく事が重要と思ひ、10 年の節目の中心業務の一つとして取り組んでいきたいと思ひます。今年度も引き続きよろしくお願い致します。



### 平成 27 年度 実績報告

支援対象登録者数	身体	知的	精神	その他	合計
	27	191	109	108	435
その他内訳	発達	難病	高次脳	その他	
	73	0	7	28	

相談支援件数	身体	知的	精神	その他	合計
	283	2,498	1,252	1,319	5,352
その他内訳	発達	難病	高次脳	その他	
	1,010	0	38	271	

職場実習幹旋件数	身体	知的	精神	その他	合計
	3	29	13	18	63
その他内訳	発達	難病	高次脳	その他	
	15	0	1	2	

就職件数	身体	知的	精神	その他	合計
	5	32	14	14	65
その他内訳	発達	難病	高次脳	その他	
	10	0	0	4	

職場訪問による定着支援	身体	知的	精神	その他	合計
	49	322	134	143	648
その他内訳	発達	難病	高次脳	その他	
	107	0	5	31	

### ～アンケートご協力～ ありがとうございました

昨年度から十勝管内の就労系障がい福祉サービス事業所へ訪問しアンケートを実施しました。アンケートの結果をもとに管内の就労系福祉サービス事業所の資源マップをただ今作成中です。完成次第、当センターのホームページにも掲載の予定であります。帯広市作成のささえーる等、既存のマップとのバランスも考えながら、より良いものになるように考え作成し、皆様にご活用して頂きたいと思っております。

### ～新人紹介・異動のご挨拶～

はじめまして。坂井 知恵と申します。できるだけ早く慣れ、お役に立てるよう努めます。これからどうぞよろしくお願い致します。  
坂井 知恵

はじめまして。4月よりだいちで働かせて頂いている佐々木です。3月に大学を卒業し、戸惑うことばかりですが日々大切に過ごしていきたいです。よろしくお願い致します。  
佐々木 可奈絵

4月からおびひろ地域若者サポートステーションに異動になりました。だいちでは大変お世話になりました。異動後は“若者”の就労という立場でお世話になると思ひます。今後ともよろしくお願い致します。永野 拓己

## ～差別禁止と合理的配慮について～

平成 28 年 4 月 1 日より「改正障害者雇用促進法」が施行されました。雇用の場における障がい者に対する差別の禁止と合理的配慮の提供義務を柱とした改正内容となっております。

差別の具体例としては①障がい者であることを理由に、求人への応募を認めないこと②障がい者であることを理由に、低い賃金にすることや昇給をさせないことが上げられます。

また、合理的配慮の具体例としては①視覚障がい者に点字や音声などで採用試験を行うこと②聴覚、言語障がい者に筆談などで面接を行うこと③知的障がい者が理解しやすいように口頭だけではなく、わかりやすい文書や絵図を用いることなどが上げられます。

合理的配慮は、一人一人の状態や職場の状況に応じて求められるものが異なり、多様かつ、個別性が高いものなので、障がい者と事業主の相互理解の中でよく話し合い提供されるべきものようです。

詳しくは、厚生労働省HP「障害者雇用対策」に關係資料が掲載されています。

今後、差別禁止や合理的配慮については、当センター主催の研修でもテーマとして取り上げていきたいと思ひています。

## 平成 28 年度スタッフ体制&担当エリア

- ◇センター長 新明 雅之(帯広市・中札内村・広尾町・大樹町・更別村・幕別町忠類地区)
- ◇主任職場定着支援担当者 石川 由美子(音更町・鹿追町・上士幌町・士幌町)
- ◇就労支援ワーカー 佐藤 尚美(帯広市・幕別町・池田町・豊頃町・浦幌町)
- 井戸川 さとみ(芽室町・清水町・新得町)
- 坂井 知恵(新人・全エリア)
- ◇生活支援ワーカー 小松 直史(本別町・足寄町・陸別町)
- 佐々木 可奈絵(新人・全エリア)

主任職場定着支援担当者として石川が2年ぶりに戻ってきました。新年度はこのスタッフで運営してまいりますので、よろしくお願い致します。

※昨年度まで在籍しておりました寺崎ですが、都合により3月をもって退職をいたしましたのでご報告いたします。